

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月16日（火）17:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから3月16日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けいたします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、御質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今回の事案を受けまして、重要度としては一番上の赤の評価になりましたけども、まず、この受け止めについてお聞かせください。

○更田委員長 今回の事案に関して、重要度赤、それから深刻度について1と、暫定評価でありますけども、今後東電には反論の機会を持たせることとなりますけれども、この暫定評価の限りにおいては、柏崎刈羽原子力発電所が核物質防護において、極めて深刻な状態にあったということを示しています。

今後、評価の確定を待って検査等を通じて、更にしっかりと事案の把握に努めていくこととなります。

○記者 今後、確定後には行政指導なり行政命令などもあり得るといふ、行政若しくは行政処分もあり得るといふ状況になると思っておりますけども、委員長としては、例えば核物質防護規定の是正命令ですとか、何かそういった行政上の措置を考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 段階から言えば、まず評価を確定させることですけれども、事案の重大さに鑑みれば、当然その後の措置というのは、視野に入ってくると思います。

○記者 ただ、内容については、まだ見通しは立たないという状況でしょうか。

○更田委員長 これは可能な限り、そういった部分については、公開の会議で議論をして、その結果を公開ですから示していきたいと考えています。事案の内容そのものについては、これは核セキュリティに関わることなので、お話しできない部分がありますけれども、評価が固まって、その事案の重大さ、何がどうと言えないのが、なかなか難しいところではありますけれども、その重大さに鑑みて、どういった処分を考えるかというのは、表の場で議論していきたいというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

まだ確定していませんけれども、何か追加検査2,000時間とかという、すごい話を聞いたのですが、これは検査が始まって終わるまで、どのぐらいかかるものと考えられるのでしょうか。

○更田委員長 まず、私たちもこの検査区分の経験があるわけではありません。赤という評価が確定をすれば、検査区分が4という形になって、今ヨシノさんが言われたように、追加の検査時間が2,000時間・人という形になります。ですから、4人で検査に入れば500時間、2人だったら1,000時間という形になりますし、ずっと検査に行ったきりということも考えにくいので。すごく検査が順調にという言い方は、余りふさわしくないかもしれませんけれども、極めて検査が早く進んだとしても、1年以上かかるんじゃないでしょうか。

○記者 私から最後にしますけれども、ちょっと事案が事案だけに、まどろっこしいレクだったのですが、東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所は代替措置を講じていると主張しているのだけれども、でもその代替措置について、規制委員会は効果がないと判断したということなのですが、要は、これは知っていて放置したというふうに解釈することはできないのでしょうか。

○更田委員長 知っていて放置したのかどうかということ自体、これからしっかり確認をしていかなきゃいけないだろうと思っています。どういった人たち、直接の担当の人たちの意識はどうであったのか、あるいは管理者は認識をしていたけれども、指示をしなかったのか。そういった各段階の、それぞれの責任がどのように果たされたのか、あるいは果たされなかったのかというのは、今後の検査の非常に重要なポイントだと思います。

ヨシノさんのおっしゃっていた、分かっていたやらなかったのか、あるいはもうこれで十分だという理解だったのか。それは大きなポイントだと思いますし、それぞれのつかさつかさでどう考えたかというのは、大きな関心でありますし、今後はっきりさせていきたいというふうに思います。

○記者 最後にしますけど、私、こういう同様の事案というのは、もんじゅでカメラが大量に壊れていた、1/3ぐらい機能不全に陥っていたというような話は聞いたことがあるのですが、ほかの軽水炉で、実用炉で、発電炉で、こんなことが放置されているというのは聞いたことがないのですが、率直にこの、しかも事故が起きるまでは、日本最大の電力会社でこのようなことが起きているということについての委員長の受け止めをお願いします。

○更田委員長 核物質防護事案を余り比較することはできませんけれども、ただ、もんじゅは比較にならないだろうと思っています。何より設備の不良状態があって、そして、

より重要なのは、それに代替措置を取っていると行ったものを、検査に入ってみたら、その代替措置が十分なものとはとても言えるようなものではなかった。

それから、実際にインパクトとして、実際の影響として、不法な第三者が侵入できる状態が、複数の場所で長期間にわたってあったということ。実際に不法な侵入があったわけではないですけど、その状態があったということは、これは例えばID不正利用、同じ事業者のID不正利用と考えると、ID不正利用の場合は、結果としてはもともと資格を持っていた人が当該箇所へ入ったという形ですけど、今回のケースの場合は、不法な第三者が不法に侵入できる状況が、複数箇所でも長期間にわたってあったとあって、インパクト自体が全く違ふと。

そして、こんな事例はおっしゃるけど、確かに私自身、余り聞かないです。複数箇所であるという点、長期間であるという点で、余り事例はないだろうと思います。ただ、国際比較が不可能なのは、国際的にこういった情報はなかなか共有はしませんので、そういった意味で比較は難しいですけども、少なくとも原子力規制委員会が発足して、PPに、核物質防護に係る事案としては、全くほかのものと比較不可能なものだというふうに考えています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

一番後ろのスズキさん。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

ちょっと今回の事案、なかなか中身をおっしゃれないところはあると思うのですが、ちょっと我々地元としては、これだけちょっともう、悪質極まりないと思うのですが、こういった事案が起きると、またこれが表に出ますと、地元からの反発というのは、非常に高まるということは予測されるのですが、今回のID不正問題もそうですし、今回の赤の評価もそうですけれども、ここまで続きますと、やはり東電に原発を動かす資格があるのかというふうな、根本的な問題にまたなると思うのですが、その辺りの部分は、今回を受けて、委員長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 段階を踏まないで足元をすくわれるところもあるので、慎重に進めていきたいとは思いますが、当然のことながら、核物質防護に関して、その背景であるとか、核セキュリティ文化が劣化している状態で、安全文化は健全だったというのは、なかなか考えにくいものです。そういった意味で、今後、事案の輪郭をより明確に把握していくこと、その過程の中で、当然東京電力の安全文化に係るような問いかけというのはしていくことになるだろうと思いますし、また、御地元の反発とおっしゃいましたが、それは当然のことだろうというふうに思います。

○記者 それから、先ほどヨシノさんの質問の回答の中で、大体2,000時間・人というのを、1年以上はかかるのではないかというふうに、委員長はおっしゃっていましたが、そうしますと、今段階で東電は、これから再稼働に向けては未定という形になっていま

すけれども、最低でもこれが終わらない限りは、動かすということは不可能なのかなと思うのですが、少なくとも1年以上は、再稼働というものは議論というか、進むことはできないという認識でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 規制当局として、再稼働について言及する立場ではありませんけれども、当然のことながら、検査に長期間を要する中で、その中で柏崎刈羽原子力発電所が運転に向けた次のステップに進むことはないというふうに考えています。

○記者 最後にしますけれども、今回に限らず何ですけれども、これまで東電は工事の未完了、これはちょっと規制の対象ではないと、委員長もおっしゃっているので、あれなのですけれども、IDの不正問題、それから今回の赤評価の問題ですけれども、かなり東京電力の原発事業者としての姿勢が、非常に意識が低いというか、そういう感じがするのですけれども、これ、トータルで見て、今委員長は東京電力というものに対して、どういふような思いを持っていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいのですけれども。

○更田委員長 それは私だけでなく、委員5名それぞれが、本当にこの東京電力って何かということ、あと他の事業者との比較において、著しい特徴があるのかというところを本当に問いかけて、自分たちの中で問い直しているところです。

原子力規制委員会発足以前の事例も含めて、例えば格納容器の加圧試験のデータ改ざんであるとか、そういった不始末とか、ミス、トラブルの類はもちろん他電力でも、例えば大きな問題でも、美浜の二次系の事故であったり、SGの振れ止めの話であったりとか、そういう技術的な問題はあったけれども、データを改ざんするだとか、ないしは隠蔽するだとかといったことって、東京電力に際立っているところがある。それが、福島第一原子力発電所という、事故という非常に大きなことがあって、もう本当に芯から反省、そして教訓を受け止めて、生まれ変わったはずなのだけど。それは東京電力の主張であるし、私たちもそれを見てきたわけですけど、そのプロセスを。ただ、ID不正利用にしてもそうだし、更に深刻な今回の設備に関わるものというのは、悪い意味で東電スペシャルなのではないかという。今、私たちはそこに一番考えを寄せているところで、仮にそうであるとすれば、核物質防護であり、安全文化でありといったところに、改めて考え直す部分というのは出てくるのだらうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、隣のカンダさん、お願いします。

○記者 時事通信のカンダです。

今回の防護措置の不具合というか機能不全というのは、平成30年からあったということで、これが原子力規制庁の検査等で、なかなか見つからなかったというのは、これはどういうところに問題があるのでしょうか。例えば、セーフティのほうであれば、例えばDGが動かないとか、そういったものに関しては、事業者も早く検知できますし、それ

に対して、こういう策を取ったというのを規制庁のほうも早く認知できると思うのですが、セキュリティの側だと、そういったものが質的に難しいのか、それとも規制庁の検査の在り方についても、ただ足るところがあるのか。その辺について、御見解を教えてください。

- 更田委員長 今回、検査で新たに分かったこと。発端は電源系の不具合によって、設備に不良を生じたということで、それは最初、発端は東京電力から報告があった。その後、検査に入って、その検査の過程で、そのほかの部分についても問い合わせがあって、幾つも出てきた。さらに、やや抜き打ち的といいますか、休日の夜にいきなり行って見るという検査をしました。そうすると、東京電力が説明をしていた代替措置なるものが、十分なものとはとても言えないものだということが分かりましたし、また、不法な第三者の侵入を模擬するような形をやってみたら、ここはどうかというのが検査で分かった。そういった意味では、新しい検査制度の下で、いつでも検査に行けるようになって、確認できるようになったことの効果の一つではあるとは受け止めています。

一方で、おっしゃるように、じゃあその不具合の期間というのは、長期間にわたっていますので、果たして検査でもっと早く把握できなかったかということ、そうですね、事例のというか、箇所の多さであるとかということ、なかなか難しいところはあるのだろうと思いますが、私たちの核物質防護に係る規制について、当然これだけ大きな事例ですから、この事例から学ぶべきところがあるかどうかというのは、委員会として、大きなポイントになっていくというふうに思います。

- 記者 それと、事前の臨時会後の事務方の説明では、東電は代替措置を取ったと言っているけれども、非常にお粗末だと。規制庁が見ると、少なくとも代替措置がどのようなものであるかというのを、求められているのが何かというのが分かれば、明らかにこれは足りないのが分かるというような、お粗末な措置だったという御説明がありました。

この点、東電の能力というものに疑念があると思うのですが、それとも、むしろ東電の担当というのが、非常にそういったものに対して無知だったとか、意図的にそういうふうにしていったのか、それとも非常にそういったものに対しての無知というか無関心というのがあった。どういうふうにお考えでしょうか。

- 更田委員長 正にそれが、先ほどの御質問に対するお答えの部分でもあるのですけれども、正に委員会が今、非常に強い関心を持っているところでもありますし、今日の午後の臨時会でも議論のあったところです。非公開の臨時会の部分を御紹介するということは、なかなかできないけれども、おっしゃったように不正なのか。分かっているやらなかったのか。それとも、分かっている意図的にやらなかったのか。あるいは知識が足りなかったのか、技術的な能力の問題なのか。それから、最初のものに似ていますけれども、なめているのか。この程度でいいのだという。もっとも委員会が今、つかみたいのは、正にそのポイントなのです。

代替措置は、具体的内容についてはお話しできないけれども、恐らく誰が見ても、ど

うしてこれが代替措置になるのだというようなものであったというのが、事務方の説明のとおりです。非常にお粗末なものでした。じゃあ、そのお粗末なもので、なぜいいと東電は考えたのか。先ほど申し上げたように、知識不足によるものなのか、あるいはなめていたのか、あるいはもう分かっていたけど放置したのか。今後の検査や、これ時間はかかると思いますけども、把握しなければならないのは、おっしゃった今のポイントだと思っています。

○記者 最後に一点だけなのですが、IDの不正利用の件と、時期的に重なる部分があると思うのですが、今回、侵入検知が、機能が働かなかったことによって、これが何か重畳して、ID不正のほうの深刻度を増すようなことというのは、これはないのでしょうか。

○更田委員長 これも今日の臨時会での議論ですけども、ID不正利用についても、3月10日に報告書を受領しました。報告書の内容について、これから私たちも報告書の内容について確認をしまして、今後、ID不正利用についても追加の検査に入っていくわけですが、この二つの事案をそれぞれ別個に扱うのって不可能です。ある意味、背景は一つかもしれないし。更に言えば、赤の事案があって、白の事案があって。白の事案は白の事案としてのプロセス、赤の事案は赤の事案としてのプロセスというのは、実際問題としては、これは全体として、赤の事案として捉えていくことになると思います。

ですから、この設備の事案の評価が確定をすれば、改めて東京電力に報告書の提出を求めますけれども、この場合は6か月以内に、根本原因分析も含んだ報告書を求めるという形になりますけども、この報告書は、二つ目の事案についてのみというのではなくて、ID不正利用も含めて、核物質防護全体について、しっかりと記してほしいというふうに委員会としては考えています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、ヒロエさん、お願いします。

○記者 すみません、共同通信のヒロエです。

先ほどのカンダさんの質問のところで、追加で聞きたいのですが、さっき6か月以内と言われたのは、第三者機関みたいなものを設置、東京電力が設置して、根本原因分析をしての報告が6か月以内に出てくるという認識でいいのでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 それとあと、今回の臨時会合で、赤というふうな意見が出たのは、これは委員の中で満場一致だったような状況があったのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。これは前回の臨時会について言及してしまったのでというところがありますけど、今回は5人一致した判断です。

○記者 対応区分で、今回2から4に上がったということでしたけど、5に行くような意見というのは出なかったのですか。

- 更田委員長 そういった意見はありませんでした。
- 記者 あと、先ほどの事務方の説明でちょっと分からなかったのですが、赤以外に白とかもあったとか、そういうふうでちょっと言われていたのですが、結局何か、どういうふうにカウントすればいいのですか。
- 更田委員長 今回の設備不良という事案を一つ、全体として捉えれば、これは規制委員会の暫定評価は赤です。例えば、その部分部分だけを取り出して、もし仮にこの部分だけだったとしたらと考えると、黄色に相当するところもあるだろうし、白に相当するものもありました。こう言うと分かってしまうだろうと思いますが、非常に多数です。その一部分だけでも黄色というものが複数あって、そしてその一部分だけでも白というものが複数あって、全体として一つの事案として捉えたときに、赤という評価です。
- 記者 あと、複数というのも、オーダーはもうちょっと言えるのでしょうか。十数とか、数十とか。もし言えるのであれば、教えていただけますか。
- 更田委員長 規制委員会、規制庁が指示をして、それぞれについて、現時点では十分な代替措置が取られているということを前提にですけれども、一桁ではないですね。
- 記者 二桁。
- 更田委員長 二桁というと、ものすごい。そうすると、ヒロエさんがおっしゃったように、十数のほうがふさわしいのかもしれない。
- 記者 すみません、あと参考資料でちょっとよく分からなかったのですが、社員警備員が代替措置に実効性がないと認識していたというのは、もうちょっとかみ砕いて説明でいただけたら。
- 更田委員長 ちょっと詳細ではあるけれども、この参考資料に書かれている社員警備員、これは検査官が検査に入ったときに、それぞれの担当の方々からインタビューをしています。そういった意味で、組織としてではないけれども、個々の方の中には、代替措置が十分ではないというふうに認識している人もおられたと。
- それから、その認識に基づいて、命令なのか、指示なのか、連絡なのか分かりませんが、ただ、結果として、代替措置は十分なものが取られていなかったのです。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問はございますでしょうか。
- じゃあ、オカダさん。
- 記者 東洋経済新報社のオカダです。
- この事実経緯の中で、この2月15日に、要するに複数の機能喪失というのが、新たに発覚したということなのですが、本来はこういう機能喪失というのは、その程度に関わらず、機能喪失が起きた時点で、すぐに報告すべきことだというふうに理解していますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。
- 更田委員長 これが、報告が義務づけられているのは、複数の機器に不具合があって、

不法な第三者の侵入が可能な状態になっている。その状態になった時点で報告が義務づけられていますけれども、実際のプラクティスとしては、一部が不具合を起こした時点で伝えてくる事業者が多いのですけれども、これはどうも事業者ごとの判断があるようで、東京電力の場合は、一部の不具合については、これまで、CAPに入っているというような意味での連絡、要するに、コレクティブアクションに入っているという連絡という形でもって、個別の一部の機能不全については、正確に規制当局に対しては、連絡はしていなかったという状態です。

○記者 今回は、改めて報告を求めたところ、そのコレクティブアクションというのですか、そこに入れ込んでいて対策を取っていたということだったのが、よくよく調べてみると対策に値するようなものではなかったと。

○更田委員長 CAPそのものは、都度、連絡があったんだと思います、私の理解では。ただ、今回はそもそも、電源の機能を喪失させてしまうことで、ある区間において、区間全体の守りが落ちてしまったからということで連絡があった。そこで、さらに、じゃあ、ほかにも部分的な喪失があるところがあるのかということで報告を求めた。そうすると、部分的な喪失というのがあるというところを私たちは確定して、部分的な喪失があるということは、喪失的な部分であっても、その部分の代替措置が取られているはずなので、そこで休日の夜に検査に入ってみたら、その代替措置が十分なものといえなかった。更に検査をしてみると、一部の機能は残っているはずのところでも、その残っているはずの機能がうまく働かないところが見つかった。結果として、一部ではなくて全体だったような箇所もあったし、それから、一部の機能喪失というのが、いつから不具合だったという履歴を調べてみると、結果として、複数箇所でも長期間にわたって不法な第三者の侵入が可能な状態があったというのが現時点での把握です。

○記者 そもそも、最初にそういう問題が、いわゆる機能喪失が起きたときの東電の区分分けの仕方そのものに間違いがあったということにはならないのですか。

○更田委員長 それはこれからですね。これから追加の検査も含めて、まだ、この設備の事案に関しては、まだ東京電力の報告を受けているわけではないし、報告を待たずに検査を続けることになるでしょうけれども、通常の検査もそうですし、追加の検査も行いますので、その中ではっきりさせていきたいと思います。

○記者 CAPに区分されると、規制庁としては、事業者をある程度信頼して、要するに、対策が取られているものとみなすという、そういうプロセスになるということなのですか。

○更田委員長 それが、非常に多数にわたるものなので、ずっとCAPをにらんでいて、これは完了したのか、していないのかと、手取り足取りやっていけば別でしょうけれども、実際上それは不可能であるし、また規制当局の、そうですね、それこそ箸の上げ下ろしまで指導するみたいな形になりますので、規制当局のやるべき仕事としてというものではないし、ただ可能性としては、CAPを全部ずっと見続けていて、これはどうなった、あれはどうなったと頻繁に問いかけていけば、私たちがより早く事案を捉えた可能性はあ

ると思います。

○記者 しかし、防護設備の機能が低下して、それはさほど深刻でないということで、CAPに該当させるということで、それで対策を取っていけばよしとするということが多数、いろいろ、ある時期にもそうだし、この時期もそうだしみたいなことが延々続いていたと、そういうことになるということなんでしょうか、今回は。イメージとしては。

○更田委員長 そうですね、幾つもの不具合が並行して起こっていて、であるからこそ、事案の評価が赤なのは、やはり、大きな背景がなかったら、こんなことにはならない。ランダムに起きる故障であるとか、ランダムに起きる判断ミスであるとかということであれば、こんな形にならないので、当然、東京電力の核物質防護に対する内部のルールであるとか、あるいは各責任者、担当者の判断レベルといたしますか、そういったものが背景にないと、こういった形にはならないだろうと思います。

○記者 これは新しい検査制度というか、今の検査制度の信頼性を脅かすものにはならないのでしょうか。

○更田委員長 逆だと思います。事案の、例えば代替措置が不具合、不十分なものであるということを速やかに確認できたのは、検査制度が改まっていたからだと思います。

○記者 少し分かりやすくお願いできますか。

○更田委員長 あのですね、まず、とにかく、いつでも行けるようになりましたので。うちの常駐している事務所に、これは核物質防護についてエキスパートとしての訓練を受けているわけではないですけども、取りあえず行って、状況を見てきて、写真を撮ってきて、抜き打ち、いわゆる抜き打ち検査で行って。休日の夜間に行って、その写真を撮ってきた。もうそれだけで、何で、これで代替措置といえるんだという疑問をつかみましたので、そういった意味で新しい検査制度の強みが出たというふうには思っています。

○記者 あともう一つ、すみません。1月27日に東電から、これは自主的な報告があったのでここまで分かったということなのか、それとも、いろいろ、例の不正IDの問題とか、そういうことで東電としても追い詰められていたので、結果的に1月27日に損傷が起きて、速やかに報告したということなんでしょうか。

○更田委員長 発端の、今回の設備不良の発端となった事象については、ID不正利用があるかなんかが、東京電力としては伝えてこないわけにはいかない事例ですので、その両者に関連はないでしょうけど、ただID不正利用があったから、核物質防護について彼らが、私たちもですけど、ピリピリしていたのは当然だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますか。

じゃあ、オシドリさん、お願いします。

○記者 ありがとうございます。LCMプレス、オシドリです。よろしくお願いします。

2,000時間・人の質問になるのですが、事務局に伺うと、10人で半年、5人で1年ぐらいの規模感とおっしゃっていたのですね。それで、ほかの原子力施設もありますし、今後の話だと思うのですが、PP室自体、そんなにこう人数がいませんので、どういう体制を組まれるのか、新しく人員を作るのか、今で行くのか。現状か。教えてください。

○更田委員長 それはちょっとこれからの話で、オシドリさんおっしゃるように、こういった事案を受けて、当然私たちも一定の体制を組まなきゃいけないと思っています。要するに、力を入れなきゃいけないと思っています。それから、もともと、この追加の検査の時間であるとか制度って、これまでの会見でも申し上げましたが、米国の例になっているのですね。米国の例で、セーフティの事案だと、長期間、セーフティだと米国も、核物質防護に関する情報って余り伝えてくれないのですが、安全に関わるものと米国でも赤になった事例というのは幾つかあるそうなのですが、そのときの追加検査って、30人で行ってとかというやり方をしているのもあることはあるのです。けれども、この事案ってちょっと、そういったやり方って考えにくいでしょうし、それから東京電力の対処、例えば検査に行くたびに私たちは問いかけをすることになって、その問いかけにどのぐらいのタイミングで戻ってくるかというのがありますから、時間はなかなか読みにくいです。トータルにかかる時間は。ただ、御質問の、私たちの体制のほうも整えなきゃならないというのは、既にその準備は始めているところです。

○記者 抜き打ちで休日の深夜に検査に行くというのは、新しい検査体制になってから、ほかの原子力施設で実施されたことはありますか。

○更田委員長 どうだろう。実は、今回の審査は、委員会から、私から、とにかく休日の夜に行ってみてというのを、要するに、こちら側の準備なんかできていなくてもいいから、とにかく休日の夜に行ってみてと言って、やってもらった検査ですので、恐らくあんまり前例はないのかもしれませんが。ただ、今回の事例でその有効性が示されてしまいましたので、今後の可能性は決して否定しません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

先ほど、新潟日報さんとのやり取りの中で、委員長が、検査に長期間を要する中、運転に向けた次のステップに向かうことはないと思うとおっしゃっていたのですが、この第4区分の2,000時間・人の検査をしている間、再稼働に関する工事自体を止めることは法的に不可能だと思うのですが、気持ち的に東電が工事を進められないだろうというような意味合いでしょうか。

○更田委員長 そうではないですね。飽くまで核物質防護の事案として限定して捉えるのだとすると、例えば特定重大事故等対処施設の審査等も行われています。柏崎刈羽についても。それで、システムとしてというか手続として、これを、両者を結びつけることはなかなか難しいですし、また当然、核物質防護で大きな問題があったからといっても、安全のための備えはきちんとしてもらわなきゃいけないので、そういったところに影響が及ぶとは考えにくいですが、一方で、じゃあ核物質防護の対象となるもの、核物質

防護の対象となるものって特定核燃料物質ですけど、その特定核燃料物質の扱いについては当然制約があるものというふうに考えています。

○記者 分かりました。すみません。長くなって。あと、安全文化への問いかけもするというのを度々おっしゃっているのですが、大分類の、2,000時間・人の検査ですけど、大分類のPPの観点だけの検査対応ではなく、ほかの放射線安全とか原子力施設安全も少し見るということなんですか。そこに入ってくるということなのかどうか、教えてください。

○更田委員長 当然、その問いかけの中には、組織要因であるとか品質管理に関わるものが出てくるでしょうから、オーバーラップする部分はあるでしょうけども、ただ、その2,000時間・人というのは、やはり核物質防護に係る検査だというふうに捉えてください。さらに、安全上のといかけ等の必要があれば、それは日常の検査もありますし、私たちは今、新検査制度の下で幾らでも常駐の検査官は発電所の中に入っていけるわけにありますし、場合によっては、例えば本店に対する検査だって可能なので、そういった意味で、2,000時間・人以外の部分での問いかけというのも当然、視野に入ってくると思います。

○記者 ありがとうございます。最後です。

PPの事例ではないのですが、1Fの3号の1階、5階の地震計が、規制庁には設置したと言いながら、数か月後に故障して、その報告はなく放置されていたという事例がありましたけど、PPではないですが、似たケースということで、どう捉えていらっしゃるかどうか、教えてください。

○更田委員長 それを似たと捉えるかどうかは、やっぱり、やや主観が入っているとは思いますがけれども、ただ、広い意味で、地震計の件に限らず、今後の東京電力福島第一原子力発電所の廃炉をやり切るといって、東京電力にとって最も大きな責任との関係において、組織としての姿勢がどうなのかというのは改めて問わざるを得ないというふうに思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。そちらの方、お願いします。

○記者 東京新聞のオノザワと申します。

今回の件、1月に東京電力が報告してきたときに、規制庁は代替装置を要すということでしたけども、この最初の評価について、今回はどう、適正だったかというところはどう思われますか。

○更田委員長 ID不正利用のときの情報共有遅れがあったのでということでのお尋ねだと思いますけども、今回の事案に関しては、速やかに幹部並びに規制委員会への連絡がありました。そして、代替措置が不十分であるということを確認し次第、規制委員会のほうから十分な代替措置を、これは具体的な代替措置を取るようというふうに東京電力に対して指示をしたところです。

○記者 先ほど、模擬の検査のときに、十分に代替措置が取られているかというところで模擬をされたとおっしゃったと思うのですが、これはどういうことですか。

○更田委員長 それはですね、代替措置のほうではなくて、ある区間において部分的に機能が落ちていて、言い換えると、部分的に機能が生きているという報告をされているところに対して、実際に不正侵入を模擬してみたら、生きているはずの機能もきちんと動作しなかったのです。そういった意味で、東電の認識としては、部分的に機能が落ちているけれども、残りの部分は生きています。しかし、実際に試してみたら、残りの部分も生きていなかったと、そういうことです。

○記者 あと、第三者の不正な侵入を許す状態だったということなのですか、これ、敷地境界の話なのですかね、それとも入った後の話なのですか。

○更田委員長 これはちょっと、場所の特定につながりかねないので。

ただ、今回の事案は、今後の検査であるとか、代替措置であるとか、それから設備の復旧等々を考慮して、事案の内容について個別に判断をして、より情報を公開できるようであれば、その都度考えていきたいというふうに思っています。ただ、現時点ではちょっと申し上げられないです。

○記者 一応、これまで何度も御説明されていると思うのですが、こういう大きな事案で影響も大きいのですが、なかなか事案の内容が分からなくて、一般世間にもしっかりと理解してもらえないのが難しいという、ちょっと歯がゆさを私たちが感じていまして、どうして事案を説明できないのかというところを、ちょっともう一度説明いただけないでしょうか。

○更田委員長 最大の理由は、悪意ある第三者に対して、原子力施設の脆弱性を、脆弱性に関わる情報を明らかにしたくないというのが最大の理由です。ですから、悪意ある第三者の存在が前提ですけれども、この施設のこの部分がこういうふうに弱くなっていますよというような情報は絶対に渡したくない。それが、この核物質防護に関わる情報公開が制限をされている理由です。

確かに、今回のようなことがあると、私たち自身も、中身を説明しないで評価結果を伝えるという形になりますから、立場としては、もどかしいのかどうなのか、御説明に苦慮するところではあるのですが、ただ、やはり大事なものは、幸いにして今回は悪意ある第三者が不正に侵入するという事例は起きてはいないものの、常にこういうことは起きるものとして考える必要があるのです。そういった意味で、ここがどう弱くなっている、あるいは、守るためにはこういうシステムが取られていますということを知らせたくない、知らせてはならないというのが、この事例の情報公開を難しくしているところなんです。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。では、ミズノさん。

○記者 NHKのミズノですが、今回の件が、核物質防護の観点からは非常に問題だと

というのは、色の違いを見れば、前回の不正IDと比べても深刻だというふうに捉えてらっしゃるのは分かるのですが、なかなか、今の質問にもあったように、なかなか事案が具体的でないので、捉えどころがない部分もあって、前回は、やっちゃいけないことを不正のIDを使ってやっているの、何か悪質度が高いのかなという気はするのですが、一般的な感覚で言えばですね。今回、悪質度という意味では、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

- 更田委員長 悪質度ってちょっと難しい尺度ではありますけれども、やや繰り返しになりますが、ID不正利用の場合は、実際の脅威は発電所に起きていない。本来入っている人が不正な入り方をした形になるので、発電所にとっては、脅威は起きていないわけですが、しかし、そうはいっても、そういった不正を思い立った人ができるようなシステムになっていたということは重大だと思っています。

一方、今回の事案は、実際に、仮に悪意ある第三者がいたら不正に侵入ができていた。ですから、実際に脅威にさらされていた。たまたま、幸いにして、今の時点で不正な侵入があったということは確認されてはいないものの、これはセーフティにも一貫している考え方ですが、セーフティでは故障や判断ミスは起きるものとして考える。核物質防護も悪意ある第三者がいるということを前提に考えるものですから、今回の事案というのは、そういった意味で深刻だというふうに考えています。

- 司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ユイさん、お願いします。

- 記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

今回の事案、安全上へのインパクトがあったという御発言があったと思うのですが、現時点で保安規定に抵触しているかどうかについてはどのような御認識をお持ちでしょうか。

- 更田委員長 それは少し先の話になるだろうというふうには思います。安全に影響があったといいますか、背景となるものに関しては、先ほどもお話ししましたが、核物質防護、核セキュリティに関わる根本的な要因が確定されたとしたら、それは核物質防護だけに係るものかどうかというのは、なかなか考えにくいところがありますので、可能性として、安全文化であるとか、安全に対する姿勢というものに確認対象が及ぶことはあるだろうと思っています。その上で、何かが特定されたら、その特定されたことが保安規定違反であるのか、あるいは保安規定に足らざる場所があるのか、それはかなり先々の議論であるというふうには思います。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

今、ヨシノさんが挙げられていますけれども、2回目になるのですが、初めての方

で御質問はよろしいですか。

では、ヨシノさんとオオヤマさんで終わりにしたいと思います。

では、ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。2回目ですみません。

聞いていて頭に引っかかっているのが、休日に抜き打ち検査をしると委員長直々に指示をして、それで判明したということは、裏を返せば、平日はインチキしていてカモフラージュしていたというふうな疑念が持たれてしまうのですが、それについて、言える範囲でお願いします。

○更田委員長 これは結果として、効果があったのかどうかって言えません。平日に普通に見に行っても同じ写真が撮れたかもしれない。別段、隠蔽云々を考えていたわけじゃなくて、現場の方はごくごく自然にその状態でいいものだと思っていた節がありますので、そういった意味では、平日に、昼間に普通に行っても同じ結果だったかもしれないです。それは、ここで私の予想を言うというか、推測を言うのはあんまりふさわしいとは思いませんけれども、抜き打ちだからこそというところが、今回の代替措置についてあったというふうには考えていないです。

○司会 では最後、オオヤマさん、お願いします。

○記者 すみません、2回目で、読売新聞のオオヤマです。

今回、重要度とともに、深刻度が最大のSL1になりましたけれども、これの例えば規制対応措置の例として、運転使用停止命令、許可取消などが例としてあるのですけれども、そこ辺りまで視野に含めていらっしゃるということなんでしょうか。

○更田委員長 それは先ほどお話ししたように、今後の議論において、更に今度の評価結果が確定をしたら、表の委員会で議論をしたいと思います。それで、核物質防護規定としては当然、事案の評価、深刻度が定まったら、追加の検査で事案の把握に努めていくわけですが、それとは別に何らかの命令なりを考えるかというのは、これは評価の確定後に公開の委員会で明らかにしていきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—